

○総務省令第八十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百十条の四第一項及び第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等) 第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類 四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類 イ 当該申請を行おうとする事業年度の前事業年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類 〔口 略〕 〔2・3 略〕 (第二種適格電気通信事業者による書類等の提出) 第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。 一 財務諸表（当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 二 第二号基礎的電気通信役務収支表（当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類	(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等) 第四十条の四の五 〔同上〕 一 財務諸表 二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。） 三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類 四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類 イ 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類 〔口 同上〕 〔2・3 同上〕 (第二種適格電気通信事業者による書類等の提出) 第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。 一 財務諸表 二 第二号基礎的電気通信役務収支表 三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 〔五 略〕 〔2 略〕	四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 〔五 同上〕 〔2 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令）

第二条 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
第二章 第二種交付金 〔第一節 略〕 第二節 第二種交付金の額の算定方法等 (第二種交付金の額の算定方法等) 第五条 〔略〕 2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零)とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 3 第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。ただし、当該控除して得た額を算定するために用いた第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 〔4・5 略〕 (第七条式による設備管理部門の原価の算定) 第十四条 〔略〕 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 一 施設保全費等 次に掲げる額 イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)に当該手順において定める係数を乗じて得た額 ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費		第二章 〔同上〕 〔第一節 略〕 第二節 第二種交付金の算定方法等 (第二種交付金の額の算定方法等) 第五条 〔同上〕 2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零)とする。 3 第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 〔4・5 同上〕 (第七条式による設備管理部門の原価の算定) 第十四条 〔同上〕 2 〔同上〕 一 施設保全費等 次に掲げる費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額 イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。) ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費	

〔二〕四 略 (担当支援区域の指定の解除等に係る特例) 第二十条 法第百十条の三第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項及び次項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。 〔一・二 略〕 2 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めずにこの章(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。 3 略	〔二〕四 同上 (担当支援区域の指定の解除等に係る特例) 第二十条 法第百十条の三第三項の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日(以下この項において「担当解除日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。 〔一・二 同上〕 〔新設〕 2 同上
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第四十条の四の五第一項及び第四十条の五の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うこれらの規定による書類の提出から適用する。

2 第二条の規定による改正後の第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「新算定等規則」という。）第五条第二項及び第三項の規定は、施行日以後に行う同条の規定による第二種交付金の額の算定から適用する。

3 新算定等規則第十四条第二項第一号の規定は、施行日以後に行う同条第一項の規定による手順の通知から適用する。

4 新算定等規則第二十条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行う電気通信事業法第一百七条第二号の規定による第二種交付金の交付から適用する。